

不動産登記に関する事務の一部停止について

土地改良法による換地処分の公告がなされたことに伴い、下記の地域について事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域の内の不動産について、事業の完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません

のでご注意願います。

ご不明な点は、函館地方法務局江差支局にお尋ねください。

記

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 期 間 | 令和7年1月22日から
令和7年3月31日まで（予定） |
| 2 | 対 象 地 域 | 檜山郡厚沢部町字稲見・字滝野の一部 |
| 3 | 事務停止の理由 | 土地改良法による換地処分 |

函館地方法務局江差支局